2020年7月14日

日本銀行金融市場局

**共通担保オペ（全店貸付）の2020年度対象先公募（定例選定）について**

１．はじめに

* 日本銀行では、次のスケジュールで、共通担保オペ（全店貸付）の対象先を公募し、現在の対象先を見直すこととしました（以下「定例選定」といいます。）（注）。

（注）共通担保オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ（https://www.boj.or.jp/）に掲載している次の資料をご覧下さい。

　　・「共通担保オペ（全店貸付）および共通担保オペ（本店貸付）の取引概要」

　　・「金融市場調節取引におけるオファー停止、対象先除外等の措置について」

▼公募スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始日 | 2020年7月14日 |
| 公募締切日 | 2020年9月3日午後3時 |
| 選定結果の公表 | 2020年10月中旬以降の予定 |
| 選定先との取引 | 選定結果の公表後所要の準備が整い次第開始 |

* 本日現在対象先（既存先）であって、本年度も対象先となることを希望する先については、改めて応募して頂く必要はありません。本年度は対象先となることを希望しない場合には、2020年8月17日午後3時までに、金融機関等名、部署名、担当者の氏名、電話番号および電子メールアドレスを記載のうえ、その旨を後掲の照会先宛てに電子メールによりご連絡下さい。電子メールのタイトルは「金融市場調節取引の資格抹消の件（金融機関等名）」として下さい。

――　既存先であって、上記の電子メールによる連絡を行わなかった先については、応募があったものとみなし、２．のとおり選定を行います。

２.対象先の選定

* 対象先は、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先定例選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不適当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

３.その他

○　共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定は、定例選定のほかにも随時行っていますが、定例選定中の2020年8月の第9営業日（8月14日）から定例選定結果の公表日までの間は、原則、随時選定を停止します（8月の第8営業日（8月13日）までは随時選定を受け付けます。）。随時選定の応募を希望される場合には、予め下記の照会先にご相談下さい。

――　貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給、貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペまたは米ドル資金供給オペと併せて、共通担保オペ（全店貸付）の対象先となることを希望する場合には、上記の期間であっても、随時選定を受け付けます。

以　　上

|  |
| --- |
| ＜照会先＞  日本銀行　金融市場局  市場調節課　オペレーション企画グループ  井　手（03-3277-1277）  小坂田（03-3277-1272）  E-mail：post.fmd26@boj.or.jp |

別紙

**共通担保オペ（全店貸付）の対象先定例選定基準・手続**

# **１．対象先数**

* 貸付希望店（共通担保オペ（全店貸付）の取引を行うことを希望する日本銀行本支店をいいます。以下同じです。）を日本銀行本店とする対象先および日本銀行支店とする対象先とも、特に先数を定めません。
* なお、共通担保オペ（全店貸付）の対象先は、一法人当たり一店舗に限ります。

# **２．対象先としての役割**

* 金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。

（１）共通担保オペ（全店貸付）に積極的に応札すること

（２）正確かつ迅速に事務を処理すること

（３）金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

* 対象先が、上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の日本銀行が対象先との間で行う共通担保オペ（全店貸付）の適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

# **３．対象先としての必須基準**

* 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。

（１）金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社または短資業者であること（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除きます。）（注）。

（注）・ 金融機関とは、日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいいます。

・ 金融商品取引業者とは、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。

・ 証券金融会社とは、日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいいます。

・ 短資業者とは、日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいいます。

（２）貸付希望店の当座預金取引先であること。

――　貸付希望店は、応募に当り、日本銀行本支店の中から一店舗を指定して頂きます。

（３）貸付希望店との当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

（４）新たに対象先となることを希望する先については、2020年6月中（7月31日までに申請書を提出する場合）、7月中（8月3日から8月31日までの間に申請書を提出する場合）または8月中（9月1日から9月3日までの間に申請書を提出する場合）の適格担保差入平残が100万円以上であること。

――　適格担保差入平残の定義および確認方法は、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定への応募にあたっての留意事項」（別添２）１．を参照して下さい。

（５）公募開始日直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです。）において、自己資本比率等が「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たすこと、または、公募開始日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が当該要件を満たすようになったと確認できること。

――　「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」は、日本銀行ホームページ（https://www.boj.or.jp/mopo/measures/select/index.htm/）に掲載しています。

――　公募開始日直前の決算期末の自己資本比率等が、公募締切日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

――　公募締切日において初回の決算期末が到来していない先であっても、次の先は応募が可能です。

イ．何れかのオペの対象先としての資格の移管が認められた先

ロ．日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関等との合併、当該他の金融機関等からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関等からの会社分割による事業の全部承継を受けた先

（６）公募開始日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率等が実質的に「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たしていないとみられる事情、その他信用力が十分でないと認められる特段の事情がないこと。

* 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。  
  　また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

**４．応募**

（１）応募の方法

○　**新規先（公募開始日現在の対象先でない先をいいます。以下同じです。）のうち、対象先となることを希望する先**は、別添１の申請書を、**2020年9月3日午後3時までに、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ（本店新館4F）**に提出して下さい。

――　申請書については、一金融機関一枚の申請書をご提出頂きます。複数のオペの対象先となることを希望する先で、オペ毎に担当部署が異なる場合には、各担当部署でご相談のうえ、ご対応下さい。

　○　**既存先（公募開始日現在の対象先をいいます。以下同じです。）**は、本年度も対象先となることを希望する場合には、改めて応募して頂く必要はありませんので、申請書の提出は不要です。

本年度は対象先となることを希望しない場合には、**2020年8月17日午後3時までに**、金融機関等名、部署名、担当者の氏名、電話番号および電子メールアドレスを記載のうえ、その旨を後掲の連絡先宛てに電子メールによりご連絡下さい。電子メールのタイトルは「金融市場調節取引の資格抹消の件（金融機関等名）」として下さい。

――　既存先であって、上記の電子メールによる連絡を行わなかった先については、応募があったものとみなし、選定を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| （連絡先） | 日本銀行　金融市場局  市場調節課　オペレーション企画グループ |
|  | TEL：03-3277-1277、03-3277-1272 |
|  | E-mail：post.fmd26@boj.or.jp |
|  | 住所：〒103-8660  　　　東京都中央区日本橋本石町2-1-1 |

（２）応募に関する留意事項

○　応募頂くにあたり、原則、自己資本比率およびその算出根拠資料をご提出頂く必要はありません。ただし、次の①から④までの何れかに該当する場合には、これらの資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出して下さい。

――　提出資料については、別添２の２．を参照して下さい。

①　公募締切日において初回の決算期末が到来していない先

②　公募開始日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先（既に日本銀行に自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出済である先を除きます。）

③　公募開始日直前の決算期末の自己資本比率等を、日本銀行に提出後、変更した先（変更後の自己資本比率等を日本銀行に提出済の先を除きます。）

④　①から③までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

# **５．選定方法**

○　３．の必須基準を満たし、かつ２．の役割の遵守を確約しているすべての応募先（申請書を提出した新規先および本年度も対象先となることを希望した既存先をいいます。以下同じです。）を対象先として選定します。

**６．その他**

（１）約定書等の貸与

○　共通担保オペ（全店貸付）に関する約定書等の借覧を希望される場合には、2020年7月15日から8月31日午後3時までの間、貸与します。貸与の手続等は、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループにご照会下さい。

（２）対象先選定結果の通知および公表

○　対象先の選定結果は応募先に個別に通知します（原則として、新たに対象先となることを希望した先には申請書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します。既存先には日本銀行金融市場オンラインにより通知します。)。また、対象先として選定した先は公表します。

＜日本銀行金融市場オンラインを利用していない皆様へ＞

共通担保オペ（全店貸付）の対象先となった場合には、日本銀行金融市場オンラインを利用していただく予定です。日本銀行金融市場オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市場局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

　以　　上

別添１

**金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書（2020年度）**

1．当方は、公募開始日現在において対象先でない金融市場調節取引のうち、下表の取引の対象先となることを希望します。

――　公募開始日現在において対象先である金融市場調節取引については、記載不要です。

※・希望する金融市場調節取引の右欄に○を記入。

・共通担保オペ（全店貸付）の対象先となることを希望する場合は、加えて、希望する貸付店、取引店舗を記入。

|  |  |
| --- | --- |
| 金融市場調節取引の種類 | 希望記入欄 |
| 共通担保オペ（全店貸付） |  |
| ・貸付店　：日本銀行  ・取引店舗：　　当方 |
| 共通担保オペ（本店貸付） |  |
| 国債売買オペ |  |
| 国庫短期証券売買オペ・  国債現先オペ |  |
| 国債補完供給 |  |
| ＣＰ等買現先オペ |  |
| 手形売出オペ |  |

（金融機関等名、金融機関等コード・4桁）

2．当方は、以下の諸点を確約します。

（1） 当方は、希望する金融市場調節取引の対象先に選定された場合には、選定された金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる役割を遵守します。

（2） 当方は、希望する金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる必須基準を満たしています。

（3） 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、各金融市場調節取引の対象先選定に係る各流通市場における取引高、取引平均残高、取引先数、レート情報の提供内容もしくは売出手形等保有平均残高等の計数等または当該計数等を確認できる資料を速やかに提出します。

（4） 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

　　年　　月　　日（注1）

（金融機関等コード・4桁）

（金融機関等名）（注2）

（役職名・代表者）

（注3）　印（注4）

日本銀行金融市場局長　殿

（注1）　申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。

（注2）　日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注3）　頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注4）　代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書および選定結果の通知（注）に関する　　連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい。）

（注）既存先には、日本銀行金融市場オンラインにより通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1順位 | 第2順位 |
| 部署・役職 |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| ファクシミリ番号 |  |  |
| E-mailアドレス |  |  |
| 住所：〒 | | |

■ＣＰ等買現先オペにおいて短期社債等の振替を行うための口座の開設状況

※ＣＰ等買現先オペの対象先となることを希望する先（１．においてＣＰ等買現先オペの右欄に○を記入した先）のみ、該当する区分にチェックD:\Program Files\Microsoft Office\MEDIA\OFFICE12\Bullets\BD21301_.gifを記入。

□　1．株式会社証券保管振替機構に短期社債等の振替を行うための口座を開設している「機構加入者」です。

□　2．1．には該当しませんが、口座管理機関に短期社債等の振替を行うための口座を開設しています。口座を開設している口座管理機関は、　　　　　　　　　です。

□　3．1．および2．のいずれにも該当しません。

（金融機関等名）

別添２

**共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定への応募にあたっての留意事項**

**（2020年度定例選定）**

# **１．適格担保差入平残**

○　適格担保差入平残とは、算出月の1日から算出月の末日までの日々の適格担保差入額（適格担保（注１）の担保価額合計額から代理店契約に基づく保証額および歳入代理店契約に基づく保証額の合計額を差引いた額をいいます。以下同じです。）（注２）を合計し、これを暦日数で除した値（円位未満切捨て）をいいます。

（注１）適格担保とは、日本銀行と金融機関等との間の「担保に関する基本約定」または「担保に関する基本約定（適格外国債券担保用）」に基づく担保をいいます。

（注２）営業日以外の日（土曜日、日曜日および祝日）の適格担保差入額は、その直前の営業日の適格担保差入額とします。

○　新たに対象先となることを希望する先は、2020年6月中（7月31日までに申請書を提出する場合）、7月中（8月3日から8月31日までの間に申請書を提出する場合）または8月中（9月1日から9月3日までの間に申請書を提出する場合）の適格担保差入平残を算出し、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先定例選定基準・手続」３．（４）の必須基準を満たしていることを確認のうえ、応募して下さい。

○　各営業日における適格担保差入額は、「所要担保価額」（日本銀行金融ネットワークシステムの業務処理区分「所要担保価額」（コード534201）の出力データです。「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」を参照して下さい。）により、算出できます。

▼　各営業日における適格担保差入額

**＝** 担保価額合計額―（代理店保証額（注３）＋歳入代理店保証額（注４））

（注３）与信種類コード「90」の所要担保価額

（注４）与信種類コード「91」の所要担保価額

○　2020年6月1日から同月30日までの間、7月1日から同月31日までの間または8月1日から同月31日までの間に、他の金融機関等との合併、他の金融機関等から事業の全部譲受けまたは他の金融機関等から会社分割による事業の全部承継を受けた応募先は、合併した金融機関等、事業の全部譲渡を行った金融機関等または会社分割による事業の全部承継を行った金融機関等の毎日の適格担保差入額を、自らの適格担保差入額に加えることができます。

# **２．自己資本比率等**

○　「共通担保オペ（全店貸付）の対象先定例選定基準・手続」４.（２）により、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出する場合には、同４.（２）の①から④までの何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、次の資料を提出して下さい。

（１）日本銀行が指定する時点の自己資本比率等（実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値）、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料

（２）監督官庁に提出済の見込み値を提出する場合には、監督官庁への提出を証する書面

# **３．対象先が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い**

○　今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が対象先としての必須基準（「共通担保オペ（全店貸付）の対象先定例選定基準・手続」の３．（１）から（６）まで）を満たしていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

（１）対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。

（２）対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、共通担保オペ（全店貸付）に関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。

○　また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との共通担保オペ（全店貸付）について、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

○　上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループに前広にご連絡下さい。

以 上